資料３－１

1　くろまぐろの資源管理について

○　くろまぐろは、太平洋の西側はWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）、東側はIATTC（全米熱帯まぐろ類委員会）の２つの国際機関がそれぞれ資源管理措置を導入し、日本、韓国、台湾、米国、メキシコ等の**関係国・地域の協力の下で管理が行われている**。

○　WCPFCにおいては、**2015年以降、漁獲上限が設けられ、現在、これに沿って国内管理（漁業法に基づくTAC管理）を実施**している。

○　国際的に厳しい資源管理が求められているくろまぐろについては、**漁業は許可等により採捕できる者を限定して管理を実施**している。

○　国際約束を遵守し、**将来にわたってくろまぐろ資源を利用していくためには、遊漁についても適切な管理を進める必要**があることから、令和３年６月以降、広域漁業調整委員会指示により、**資源回復のためにはできるだけ漁獲を控える必要のある小型魚の採捕を禁止するとともに、大型魚の採捕については、報告義務を課すとともに、採捕数量が期間別に定めた上限を超えるおそれがある場合には採捕を禁止する等の規制を実施**している。

※　日本各地では、漁業においても放流等により漁獲枠を守る取組が行われている。

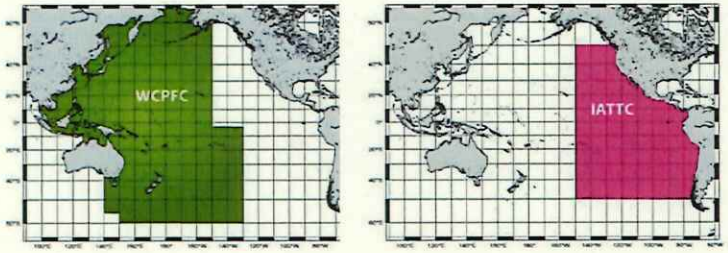

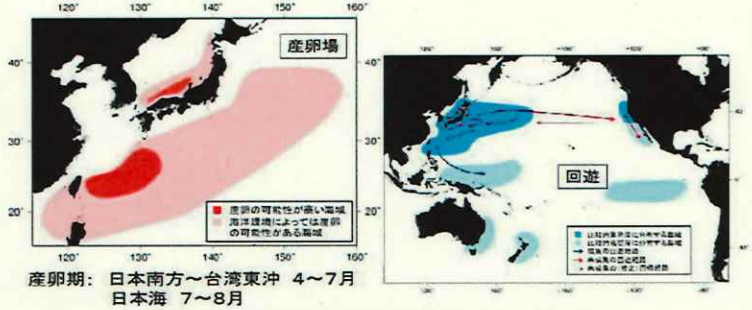

産卵期：日本南方～台湾東沖　4～7月
日本海　7～8月

資料：ISCクロマグロ資源評価レポート（2016年）

（水産庁資料）

2 クロマグロ遊漁の管理状況について

令和７年度　　R8.2.5現在

採捕時期	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	合計
採捕上限	５トン	５トン	５トン	５トン	５トン	３トン	３トン	３トン	３トン	３トン	３トン	３トン	６０トン
採捕数量	6.2トン	4.4トン	12.6トン	12.8トン	2.8トン	0.8トン	2.2トン	1.6トン	3.9トン	4.3トン	5.9トン		(56.7トン)
採捕禁止期間	4/9～4/30	5/14～5/31	6/5～6/30	7/4～7/31	8/4～8/31	－	－	－	12/28～12/31	1/19～1/31	2/4～2/28	－	－
主な採捕海域	J3		J6,J7,J8		J1,J8	J1		J1,J2	J1,J3		J1,J2,J3		

令和６年度（参考）

採捕時期	４月～５月	６月	７月	８月～９月	１０月～12月	１月	２月～３月	合計
採捕上限	５トン	７トン	７トン	７トン	５トン	５トン	－	４０トン
採捕数量	8.2トン	8.8トン	10.2トン	4.9トン	4.3トン	1.6トン	－	37.9トン
採捕禁止期間	4/６～５/31	6/5～6/30	7/７～7/31	8/５～９/30	－	1/9～1/31	－	－
主な採捕海域	J3	J6,J7,J8		J1,J8	J1	J1		

クロマグロ専門部会での令和８年度管理方法の検討（※参考）

案	採捕数量の管理方法
３	複数月ごとで期間を定め、各月ごとの上限を定めた上で、各月及び期間ごとに管理する。

期間	第１期			第２期			第３期			第４期		
期間ごとの採捕上限	15トン			15トン			15トン			15トン		
時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月ごとの採捕上限	５トン	５トン	５トン	５トン	５トン	５トン	５トン	５トン	５トン	５トン	５トン	５トン
管理の考え方の例	4～5月で12トン採捕 →６月の採捕数量は３トン			7～8月で10トン採捕 →９月の採捕数量は５トン			10～11月で８トン採捕 →12月の採捕数量は７トン			1～2月で15トン採捕 →３月の採捕数量は０トン		

＜メリット＞　・期間の設定の仕方によっては、海域ごとの管理が可能になる。期間ごとの採捕上限の設定により、各期間ごとの採捕数量が確保される。
＜デメリット＞・各期間の前半の採捕状況によっては、各期間の最終月に採捕できない可能性がある。

3　令和８年度からのクロマグロ遊漁の管理について

①前年と同様の管理措置（広域漁業調整委員会指示）

小型魚（30kg未満）の採捕禁止
大型魚を採捕した場合は、陸揚げした日から１日（翌日）以内に水産庁に対し、クロロマグロの重量等の情報を報告など。
毎月、５トンを上限として、年間合計６０トンまでの採捕数量

前年から変更された措置（広域漁業調整委員会指示）

大型魚（30kg以上）の保持は１人２月１尾まで
令和７年度の余剰分がある場合、予め各月に均等配分

②令和８年度から新たに届出制度を導入

クロマグロ狙いの遊漁者数、船舶数は不明であり、漁業と同様なTAC管理を目指す上で、クロマグロ遊漁の全体像の把握を目的としている。

届出制度開始による変化（広域漁業調整委員会指示）

これまでほとんど情報が無かったプレジャーボートについても、隻数や遊漁者情報（住所、入出予定港）などが把握可能となる。

4　届出制の概要

	令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間に		
届出対象	くろまぐろ（大型魚）釣りをしようとする 全ての遊漁者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として遊漁者を漁場に案内しようとする 全ての遊漁船業者	くろまぐろ（大型魚）の採捕を目的として ① 遊漁者を漁場に案内しようとする ② 自ら漁場に赴こうとする 全ての遊漁船以外の船舶(プレジャーボート等)運航者
届出内容	【必須項目】 ○ 氏名 ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス 【任意項目】 ○ 利用する予定の船舶に関する情報 （遊漁船を利用する場合） ・遊漁船登録番号 ・船名 （遊漁船以外の船舶を利用する場合） ・船舶番号又は船舶検査済票の番号 ・船名 ○ 入出港する予定の場所 ・都道府県名 ・漁港又は港湾の名称	○ 氏名 （法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 遊漁船登録番号 ○ 入出港する予定の場所	○ 氏名 （法人の場合は名称及び代表者の氏名） ○ 住所 ○ 電話番号 ○ 電子メールアドレス ○ 船名 ○ 船舶番号又は船舶検査済票の番号 ○ 入出港する予定の場所
届出期間	令和８年１月１日（木）から 最初にくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする日の１営業日前まで	令和８年１月1日（木）から令和８年３月20日(金）まで	
届出単位	・採捕しようとする海域ごと	・案内しようとする海域ごと ・案内しようとする船舶ごと	・案内し又は赴こうとする海域ごと ・案内し又は赴こうとする船舶ごと
届出方法	インターネット／LINE（令和８年１月１日から稼働予定）、メール等		
届出をしなかった場合	農林水産大臣から裏付命令を発出		
その他注意事項	遊漁船以外の船舶を使用して自らくろまぐろ（大型魚）を採捕しようとする者は「遊漁者」と「遊漁船以外の船舶運航者」の両方の届出が必要		